平成２１年（フ）第２２７号
三重県四日市市大字塩浜2763番地１
債務者　山村　正義
１　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森田　明美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１５９３号
京都市伏見区新町６丁目473番地２
債務者　澤田　雄児
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小松　　琢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９４号
京都市伏見区新町６丁目473番地２
債務者　澤田　久子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小松　　琢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０８４号
神奈川県藤沢市石川３丁目23番地の８　ハイムすばるＣ号室
債務者　札野　創夢
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　角田　勝政
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月14日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７６号
三重県松阪市垣鼻町1091番地13
債務者　松本徳八郎
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森下　英俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月13日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２４１８号
横浜市鶴見区生麦５丁目13番47号　小堀
債務者　喜多二三男
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月20日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５６９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字巣子1167番地27
債務者　畑山　　実
１　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山﨑　哲雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月21日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３３４号
長野県須坂市大字須坂1295番地１　407
債務者　滝沢　基晴
１　決定年月日時　平成21年10月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中嶌　知文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月１日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５７号
青森県八戸市大字白銀町字雷27番地１
債務者　中村　純也
１　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２０９号
青森県八戸市大字河原木字八太郎山官地　八戸特借宿舎19―２―３、破産手続開始等申立時の住所青森県八戸市大字尻内町字八百刈22番地１　小笠原アパート３号室
債務者　武石志津子（旧姓田澤）
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２６２号
青森県三戸郡南部町大字鳥舌内字中沢田22番地
債務者　日渡真智子
１　決定年月日時　平成21年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１０８１号
埼玉県川口市青木２丁目７番31号
債務者　渡井　奈巳
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９２号
さいたま市大宮区三橋２丁目200番地10
債務者　種市　智子
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２３７号
埼玉県川口市元郷３丁目10番17号
債務者　坂元　裕二
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４９号
埼玉県川口市並木３丁目３番11―401号　並木ステーツ
債務者　佐々木ノベリータこと　ササキ　ノベリータ　デインラ
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１２５４号
さいたま市中央区新中里３丁目19番９―202号、申立時の住所さいたま市中央区鈴谷７丁目２番18―105号
債務者　小池　正恭
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３４６号
埼玉県春日部市米崎100番地４
債務者　長本　則夫
１　決定年月日時　平成21年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係